

自治基本条例って何ですか vol.6

前回のVol.5では自治基本条例第1条(目的)について解説しました。今号では、条例第3条(基本理念)・第4条(基本原則)を紐解いていきます。

自治基本条例－第3条(基本理念)

私たちは、八雲町民憲章の精神を尊重するとともに、次に掲げる事項によってまちづくりを進めることを基本とします。

- (1) 私たちのまちは私たちでつくるという明確な意思をもって、考え、行動し、互いに支え合い、安心して暮らせる住みよい八雲町の実現をめざします。
- (2) 協働の精神を大切にして、課題を見だし、解決に努め、常に進歩するまちづくりをめざします。
- (3) まちづくりを次世代に引き継いでいく持続可能な地域社会の創造をめざします。

自治基本条例－第4条(基本原則)

私たちは、次に掲げる原則に基づきまちづくりを推進します。

- (1) 町民主体の原則
町民は、まちづくりの主体であり、まちづくりの一部を議会及び行政へ信託します。

(2) 情報共有の原則

町民、議会及び行政は、まちづくりに関する情報を共有します。

(3) 参加の原則

まちづくりは、町民の主体的な参加の下に行われることを基本とします。

(4) 協働の原則

町民、議会及び行政は、それぞれの役割及び責任において、協働してまちづくりを行います。

解説

条例第3条では、八雲町のまちづくりにおける目標である「基本理念」を定め、①自らが考え行動し互いに支えあうこと。②協働の精神を大切に、常に進歩するまちづくりをめざすこと。③次世代へ引き継ぐ持続可能な地域社会の創造。を基本理念として宣言しています。

第4条においては、基本理念を実現するための基本的な考え方や行動の規範を明らかにする「基本原則」を定めています。4つの基本原則において、最も基本となるのが「町民主体の原則」です。まちづくりの主体は町民であり、町政は、まちづくりの一部を選挙という制度を通じて議会と町長に町民が信託(信じて託す)したものです。これによって、町民、議会、行政の基本的な関係を明らかにするとともに、町政は、これら原則に従って運営されることになります。



不用品交換コーナー

8月25日時点

ゆずります これまでの成立件数 **21**件
なし

ゆずってください これまでの成立件数 **6**件

- ・電動ミシン
- ・卓上はたおり機
- ・足袋のこはぜ(金具)
- ・CDラジカセorコンポ(カセット対応)
- ・サッカーボール5号球(公式球)
- ・一輪車(子ども用)

【申請方法】

企画振興課、熊石総合支所住民サービス課、落部支所にて申請書を備え付けていますので、手続きを行ってください。

※町ホームページからも簡易登録申請が可能です。

(町ホームページ→組織から探す→企画振興課→不用品交換事業)

【問い合わせ先】企画振興課協働推進係

北海道建設部からのお知らせ

「新幹線沿線地域の屋外広告物の規制について」意見を募集します



新幹線沿線地域の良好な景観を守るため北海道屋外広告物条例の改正等をするにあたり、広く意見を募集します。

【意見募集の対象】

北海道屋外広告物条例の一部を改正する条例等
(素案)

【募集期限】9月30日(火)

【資料の入手方法】

北海道建設部都市計画課、北海道行政情報センター、各(総合)振興局行政情報コーナー、各(総合)振興局建設指導課

【ホームページアドレス】

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/mdr/koukoku/pubcome.htm>

【問い合わせ先】

北海道建設部まちづくり局都市計画課基本計画・景観グループ ☎011-231-4111(内線29-827)